

平成22年10月修正版

匝瑳市地球温暖化防止実行計画



平成21年2月

匝瑳市

職員のみなさんへ

近年、生命を育む地球が、地球温暖化現象、酸性雨、オゾン層の破壊、森林の減少などにより、大きな痛手を受けております。

とりわけ地球温暖化現象は、海水面の上昇や異常気象による自然災害、食糧不足や生態系の破壊など、予想される影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる最も重要な問題といえます。

このような状況を踏まえるなかで、今私たちに求められているのは環境の問題に一人ひとりが関心を持ち、何をすれば環境に良いかを考え、小さなことでも積極的に行動することです。

このたび、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画として「匝瑳市地球温暖化防止実行計画」を策定いたしました。また、本計画を効果的かつ継続的に推進するための組織として、匝瑳市地球温暖化対策推進委員会を設置したところであります。

職員のみなさんには、本計画に基づきまして、自らの事務及び事業の内容を地球環境保全の観点から見つめ直していただき、省エネルギー等の一層の促進を図りつつ、環境にやさしい取組みを積極的に進めて頂くことを期待するものであります。

平成21年2月

匝瑳市長 **江波戸 辰夫**

目次

第1章 地球温暖化問題の概要

1	地球温暖化問題	1
2	国際的な動きと我が国の対応	1
3	温室効果ガスの排出実態	2

第2章 計画の基本的事項

1	計画の目的	3
2	計画の期間	3
3	計画の基準年度	3
4	対象とする温室効果ガス	3
5	対象とする事務及び事業の範囲	4
6	対象とする組織及び施設等の範囲	4

第3章 計画の目標

1	基準年における温室効果ガス排出量	5
2	温室効果ガスの排出削減目標	7

第4章 目標実現のための取組み

1	取組みの区分	8
2	具体的取組み項目	8

第5章 計画の推進及び点検・評価

1	進行管理体制	12
2	職員の意識啓発	13
3	点検・評価・公表	14
4	計画の見直し手順	14

資料編

第1章 地球温暖化問題の概要

1 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）が増加し、本来は宇宙へと逃げていくべき地球放射熱が温室効果ガスに吸収され、また、地表に戻ることに伴い、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の発症数の増加などが挙げられており、私たちの生活への甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動きと我が国の対応

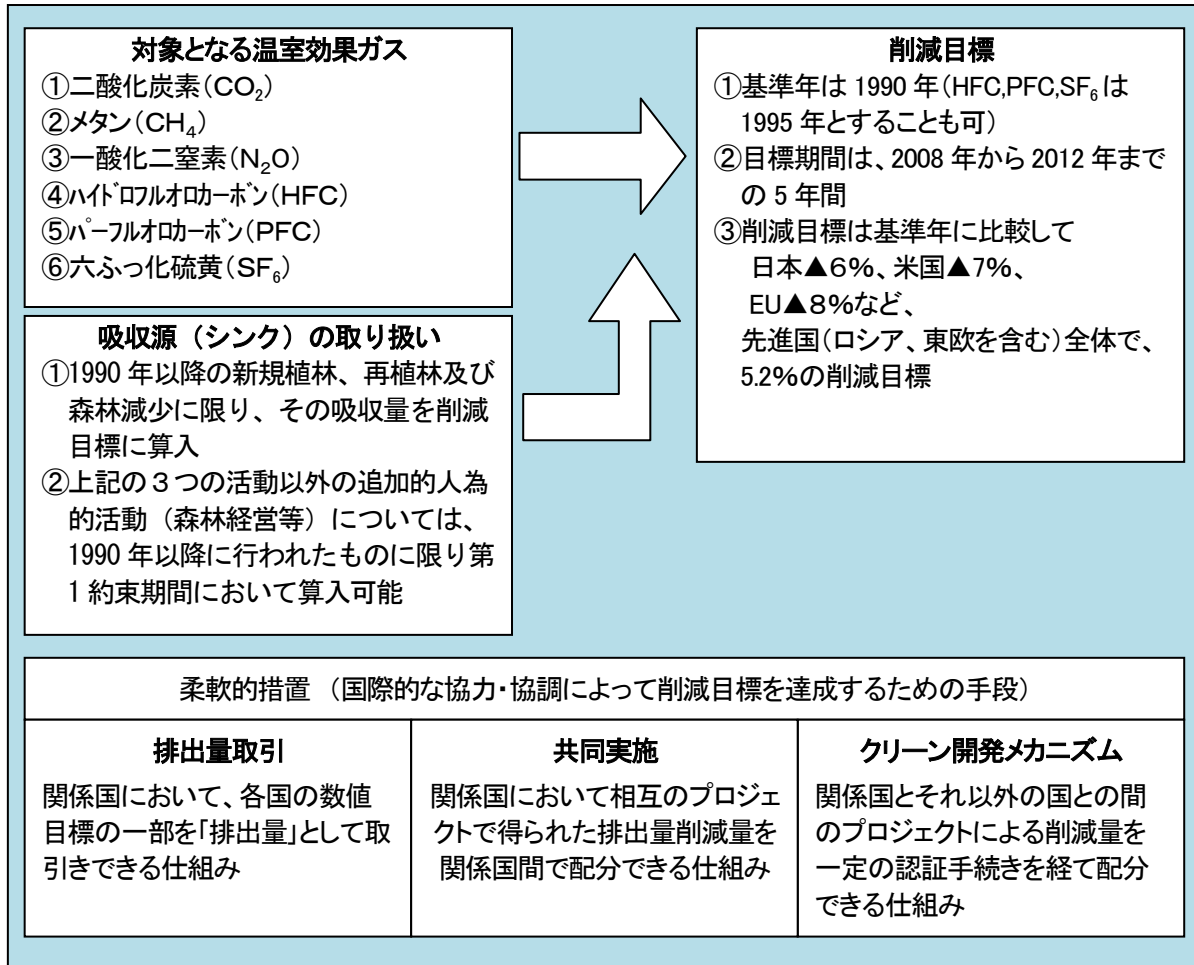
地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年（平成6年）には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリンから始まり、「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年（平成9年）には、地球温暖化防止京都会議が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年（平成20年）から2012年（平成24年）」の第1約束期間に、1990年（平成2年）レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組みを促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、地球温暖化対策に関する具体的な取組みについては、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、平成14年3月に新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年（平成2年）比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されると共に、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

図 1-1 京都議定書の概要



3 温室効果ガスの排出実態

温室効果ガスは、様々な発生源から排出されています。なかでも、燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の割合が最も多くなっています。

温室効果ガスの総排出量(各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数(GWP)を乗じ合算したものは、平成18年度で二酸化炭素換算13億4,000万トンであり、京都議定書の基準年(1990年(平成2年))の排出量である二酸化炭素換算12億6,100万トンと比べると、6.2%の増加となっています。

代表的な温室効果ガスである二酸化炭素についてみると、平成18年度における我が国の排出量は、12億7,400万トンであり、国民1人当たり排出量は9.97トンとなっています。これは、1人当たり排出量で前年度と比べて1.3%減少していますが、平成2年度の排出量と比べると7.7%の増加となっています。

このように、増加傾向にある温室効果ガスの排出量をまず減少基調とさせ、その上で京都議定書の目標達成、継続的な排出削減を図っていく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3及び京都議定書目標達成計画に基づいて、市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から京都議定書の第1約束期間である平成24年度までの4年間とします。

また、計画の進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基準年度

目標設定の基準とする年度は、平成19年度とします。

本計画の実施にあたり、平成19年度における温室効果ガスの総排出量を把握し、これを基準とします。

4 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」の4種類とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項には、上記4種類のほか、「パーフルオロカーボン（PFC）」及び「六ふっ化硫黄（SF₆）」を含めた6種類が規定されていますが、PFC及びSF₆は、市の事務及び事業に伴う排出量の把握が極めて困難なため、本計画の対象からは除外します。（表2-1）

表2-1 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの名称	発生源等	温暖化係数※	備考
二酸化炭素（CO ₂ ）	石油や都市ガス等の化石燃料の燃焼、廃棄物の燃焼に伴って発生し、温室効果ガス全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	1	
メタン（CH ₄ ）	二酸化炭素に次いで多く排出され、稲作、家畜の反芻（はんすう）等の農畜産部門及び廃棄物の埋め立て、化石燃料の燃焼で発生します。	21	
一酸化二窒素（N ₂ O）	肥料の施肥、家畜の使用等の農畜産部門及び化石燃料の燃焼で発生します。	310	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	冷蔵庫やエアコンの冷媒、消化器等の噴射剤として使用されています。代替フロン的一种です。	140～ 11,710	物質群
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等製造使用や電子部品などの不活性化液体などとして使用されます。	6,500～ 9,200	物質群 ※対象外
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造などとして使用されます。	23,900	※対象外

※ 温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素の当該程度に対する比で表した係数

5 対象とする事務・事業の範囲

本計画における対象範囲は、市が実施するすべての事務及び事業を対象とし、庁舎におけるもののみならず、市内循環バス、市立学校、市立病院等も含めます。

ただし、外部への委託等（指定管理者制度を含む）によって実施している事業及び基準年において存在しない施設、また、計画の期間内に開設した施設に関しては対象外とします。

なお、外部への委託等により実施する事業で温室効果ガス排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講じるよう要請することとします。

6 対象とする組織・施設等の範囲

計画では、すべての事務及び事業を対象とするため、出先機関等を含めた、すべての組織・施設が対象となります。（表2-2）

表2-2 対象とする組織・施設等

市長部局	秘書課	
	企画課	
	総務課	消防団活動
	財政課	庁用車管理・庁舎管理（本庁舎に係るもの）
	税務課	
	市民課	
	環境生活課	水質浄化施設・ポケットパーク（公衆便所）・防犯灯・市内循環バス
	健康管理課	保健センター
	産業振興課	農村公園・青少年ホーム・野外活動施設
	都市整備課	市営住宅・都市公園・児童遊園・街路灯（八日市場駅前・飯倉駅） 八日市場駅自由通路・飯倉駅市民多目的ホール
	建設課	道路照明灯・排水機場
	福祉課	保育所・ふれあいセンター
	高齢者支援課	
	野栄総合支所	庁用車管理・庁舎管理（総合支所に係るもの）・農村公園 ふれあい公園・道路照明灯
	会計課	
匝瑳市民病院	ぬくもりの郷	
市議会	事務局	
監査委員会	事務局	
農業委員会	事務局	
選挙管理委員会		
教育委員会	学校教育課	幼稚園・小学校・中学校・給食センター
	生涯学習課	八日市場ドーム・市営球場・図書館・公民館 福祉センター・改善センター・のさかアリーナ

第3章 計画の目標

1 基準年における温室効果ガス排出量

(1) 市の事務及び事業に伴う活動区分ごとの活動量

基準年度である平成19年度における市の事務及び事業に伴う活動区分ごとの活動量（燃料、電気等の年間使用量等）及び温室効果ガスの排出量は、表3-1のとおりです。

二酸化炭素（CO₂）に換算した温室効果ガス排出量は、4,690,985.8 kg-CO₂でした。

排出割合が最も多いのは、電気の使用（約66%）で、次いで燃料の使用（約33%）となっており、この2項目で排出量の99%以上を占めています。

表3-1 市の事務・事業に伴う活動区分ごとの活動量（平成19年度）

調査項目	対象ガス	単位	活動量	CO ₂ 換算排出量			
				排出量 (kg)	構成比率 (%)		
燃料使用量	一般炭	CO ₂	Kg	0.0	0.0	0.00	
	ガソリン	CO ₂	L	62,958.6	146,168.4	3.12	
	灯油	CO ₂	L	70,064.1	174,423.4	3.72	
	軽油	CO ₂	L	95,443.6	249,990.2	5.33	
	A重油	CO ₂	L	286,900.0	777,392.8	16.57	
	B・C重油	CO ₂	L	0.0	0.0	0.00	
	液化石油ガス (LPG)	CO ₂	Kg	59,710.1	179,147.4	3.82	
	液化天然ガス (LNG)	CO ₂	Kg	14,618.6	39,437.3	0.84	
	(小計)				(1,566,559.6)	(33.39)	
電気使用量（一般電気事業者）	CO ₂	kWh	7,322,583	3,112,097.8	66.34		
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	CH ₄ ・N ₂ O	km	256,512.0	2,359.9	0.05
		軽乗用車	CH ₄ ・N ₂ O	km	140,760.0	989.5	0.02
		普通貨物車	CH ₄ ・N ₂ O	km	3,982.0	51.1	0.00
		小型貨物車	CH ₄ ・N ₂ O	km	170,548.0	1,428.3	0.03
		軽貨物車	CH ₄ ・N ₂ O	km	42,516.0	299.8	0.01
		特殊用途車	CH ₄ ・N ₂ O	km	68,877.7	797.9	0.02
		バス	CH ₄ ・N ₂ O	km	0.0	0.0	0.00
	軽油	普通・小型乗用車	CH ₄ ・N ₂ O	km	5,345.0	11.8	0.00
		普通貨物車	CH ₄ ・N ₂ O	km	42,039.0	195.7	0.00
		小型貨物車	CH ₄ ・N ₂ O	km	0.0	0.0	0.00
		特殊用途車	CH ₄ ・N ₂ O	km	21,586.1	173.2	0.00
		バス	CH ₄ ・N ₂ O	km	446,854.0	3,622.6	0.08
	(小計)				(9929.9)	(0.21)	
	HFCカーエアコン使用台数	HFC	台	123	2398.5	0.05	
	合計				4,690,985.8	100.00	
参考	水道使用量	—	m ³	126,699			
	コピー用紙使用量	—	枚	6,041,074			

(※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。)

(2) 温室効果ガス ガス別排出量

基準年の調査結果からガス別排出量を算定すると、二酸化炭素（CO₂）が約99%で最も多く、他の温室効果ガスの割合が非常に小さくなっています。（表3-2）

表3-2 温室効果ガス ガス別排出量

温室効果ガス種別		排出量 (kg-CO ₂)	構成比率(%)
二酸化炭素 (CO ₂)	一般炭	0.0	0.00
	ガソリン	146,168.4	3.12
	灯油	174,423.4	3.72
	軽油	249,990.2	5.33
	A重油	777,392.8	16.57
	B・C重油	0.0	0.00
	液化石油ガス(LPG)	179,147.4	3.82
	液化天然ガス(LNG)	39,437.3	0.84
	電気	3,112,097.8	66.34
	(4,678,657.4)	(99.74)	
メタン(CH ₄)		379.4	0.01
一酸化二窒素(N ₂ O)		9,550.5	0.20
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		2,398.5	0.05
温室効果ガス総排出量		4,690,985.8	100.00

(※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。)

《温室効果ガスの算定方法》

温室効果ガス排出量は、4種類のガス排出量に、各ガスの「地球温暖化係数」を乗じて、これを合算することで求めました。この地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に規定されています。

各ガスの排出量は、施行令第3条第1項の各号の規定により、温室効果ガスを排出させる活動区分ごとに、算定期間（排出量を算定しようとする期間）における当該活動の量（活動量）に「排出係数」を乗じて算定し、これを合算することにより求めました。

各ガスの地球温暖化係数及び排出係数については、資料編を参照してください。

2 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 削減に取り組む項目とその削減目標の設定

温室効果ガスの排出状況から、二酸化炭素（CO₂）が大部分を占めていることから、本計画では二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に重点を置き、主たる排出原因となっている電気及び燃料の使用について数値目標を定め、使用量の削減に取り組めます。（表3-3）

表3-3 分野別削減目標

排出源		目標	基準年度 (平成19年度)	削減量	目標年度 (平成24年度)
施設等	電気使用量	庁舎及び各施設における電気使用量を 7% 削減します。	3,112,097.8 kg-CO ₂	217,846.8 kg-CO ₂	2,894,251.0 kg-CO ₂
	燃料使用量	庁舎及び各施設における燃料使用量（灯油・A重油・LPガス等）を 5% 削減します。	1,170,400.9 kg-CO ₂	58,520.0 kg-CO ₂	1,111,880.9 kg-CO ₂
自動車	燃料使用量	自動車の走行による燃料使用量（ガソリン・軽油）を 5% 削減します。	396,158.6 kg-CO ₂	19,807.9 kg-CO ₂	376,350.7 kg-CO ₂
	走行距離	公用車の走行距離を 5% 削減します。	9,929.9 kg-CO ₂	496.5 kg-CO ₂	9,433.4 kg-CO ₂
温室効果ガス削減量 合計			4,688,587.2 kg-CO ₂	296,671.3 kg-CO ₂	4,391,915.9 kg-CO ₂
水道使用量		庁舎及び各施設における水道の使用量を 3% 削減します。	126,699 m ³	3,801 m ³	122,898 m ³
コピー用紙等使用量		庁舎及び各施設におけるコピー用紙等使用量を 3% 削減します。	6,041,074 枚	181,232 枚	5,859,842 枚

（※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。）

二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、公用車の利用適正化により、排出量の削減を進めていきます。

また、温室効果ガスの直接的な削減だけでなく、水道及びコピー用紙等の使用量の削減を推進することで、間接的な温室効果ガス排出量の削減を図ります。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

本市における温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり定めます。

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を、基準年度（平成19年度）に比べて平成24年度までに **6%以上 の削減を目指します。**

分野別削減目標をすべて達成した場合、温室効果ガスの削減量（CO₂換算）は296,671.3Kg-CO₂となり、基準年度（平成19年度）と比較して、約6.3%の削減率となります。

第4章 目標実現のための取組み

1 取組みの区分

本計画の目標達成に向けて、次に示す5つの項目に対して取組みを進めていきます。

- (1) 省エネルギー対策
- (2) 省資源・ごみ減量化への取組み
- (3) 環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進
- (4) 施設の設計・管理に関する取組み
- (5) 環境意識の啓発

2 具体的取組み項目

(1) 省エネルギー対策

温室効果ガス総排出量の9割以上を占める二酸化炭素（CO₂）の削減に最も効果が期待できる取組みが、省エネルギー対策です。

電気製品やOA機器、公用車等の二酸化炭素（CO₂）の原因となっているものは、現在、市の事務及び事業のあらゆる場面で使用されているため、その使用に際して配慮をすることによって発生の抑制を図ります。

①電気使用量の削減

照明
・昼休み時の照明は、原則消灯とする。
・時間外勤務時の照明は、業務に支障のない範囲で消灯する。
・会議室や給湯室・トイレ・更衣室等は使用するときだけ点灯し、使用後は消灯する。
・十分な光量を得られるときは、自然光を活用する。
・廊下・階段照明の消灯を可能な限り行う。
・電球等の照明器具・照明機器等を更新する際は、省エネタイプを採用する。
・照明器具・照明機器等の細かな掃除を心がける。

OA機器（パソコン、プリンター、コピー機等）
・昼休み及び時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で、OA機器の電源を切る。
・外出等で長時間席を離れる場合は、パソコンの電源を切る。
・節電機能のある機器等の使用の際は、省エネ設定を行う。
・最終退庁者は、OA機器の電源が切っているか確認する。
・電子メールにより済ませられる用件であれば、ファックスの利用は控える。
・省エネルギー製品の購入を図る。

冷暖房
・庁舎等の室内温度は、冷房28℃、暖房19℃を目安にして、適切な調整を図る。
・窓の開閉やブラインド等を活用し、室内温度の調節を図る。（冷暖房の効率化を図る）
・冷暖房効率を上げるため、施設出入り口の開閉管理を徹底する。
・空調機器のフィルターの点検・掃除を定期的実施する。
・クールビズ、ウォームビズを推進する。

その他
・テレビを使用しないときは主電源を切り、長期間使用しないときはプラグを抜く。
・エレベーターの利用を控える。
・太陽光発電等の新エネルギー導入の検討を行う。
・適正な事務・事業管理による、ノー残業デーを設定する。

②燃料使用量の削減への取組み

公用車燃料
・公用車を購入する際は、低公害車・低燃費車の車種を優先する。
・運転中は、法定速度を守り、空ぶかし・急発進・急加速・急減速を行わない。
・駐停車中はエンジンを停止し、アイドリングストップを実践する。
・車内に無駄な荷物を積載せず、整理を心掛ける。
・相乗りなどによる、公用車の効率的利用を図る。
・タイヤ空気圧の点検を実施し、適正値を維持する。
・走行ルートの合理化を図る。
・環境負荷の少ない移動手段の積極的な導入を検討する。(徒歩・自転車・公共交通機関など)
・燃料使用量の把握・管理を行う。

その他燃料
・ガスコンロ、湯沸かし器などの効率的な利用を図る。
・厨房機器等の効率的な利用を図る。
・施設等における燃料使用量の把握・管理を徹底する。

(2) 省資源・ごみ減量化への取組み

省資源・ごみ減量化は、直接的には温室効果ガスの排出削減には関わりませんが、資源の有効利用、リサイクルの推進を通じて環境負荷を低減させることで、間接的に温室効果ガスの発生を抑制することができます。

用紙類
・印刷物の作成部数は必要最小限にとどめる。
・特別な用途を除き、両面コピー、両面印刷を徹底する。
・内部資料では、使用済み用紙の裏紙使用を徹底する。
・会議用資料や事務手続の簡素化を図る。
・電子メールを活用し、用紙類を削減する。
・会議や講習会において、原則として封筒の配布をしない。
・ミスコピー防止のため、印刷前に印刷物の内容確認を徹底する。
・使用量の把握・管理を行う。

水の利用
・洗面所や流しにおける節水の励行を実施する。
・蛇口への節水コマの取り付けを推進する。
・公用車の洗車を行う際は、バケツ等を利用して節水を実践する。
・洗車、散水等に利用できる雨水利用タンクの導入を検討する。
・流水音発生器の設置を検討する。

ごみ減量化
・使い捨て商品の使用・購入を控える。
・ファイルや書類フォルダー等の再利用を行う。
・トナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する。
・各課等で不要になった備品類の有効利用のため、不用品情報の配信を行う。
・ごみ箱は、分別回収可能なものを設置する。
・廃棄書類等を減らし、機密書類以外は可能な限りリサイクルに努める。
・マイ箸、マイバッグ活動を推奨する。
・リサイクル品の利用を心掛ける。

(3) 環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進

グリーン購入とは、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組みです。

環境ラベル貼付商品（例：エコマーク）などの環境に配慮した商品を購入することによって、間接的に温室効果ガスの発生を抑制することができます。

環境配慮型製品の購入
・グリーン購入を促進し、環境に配慮した物品を購入する。
・電気を使用する什器類を購入する際は、省エネルギー型にする。
・コピー用紙は、リサイクル製品を購入する。
・文具、洗剤等は、詰め替え可能なものを購入する。
・文具類、機器類、制服・作業服等は、可能な限りリサイクル製品とする。

(4) 施設の設計・管理に関する取組み

施設の設計段階での取組みは、資源の有効利用につながります。

また、施設管理を徹底することで、温室効果ガスの排出量抑制に貢献します。

施設の設計段階での環境への配慮
・敷地・屋上・外壁等の緑化に努める。
・再生可能な建築材料の採用や廃棄物発生を抑制する工法の採用に努める。
・施設の省エネ構造化に努める。
・外気の流入・遮断が可能な建具の採用に努める。（複層ガラス・熱反射ガラスなど）
・雨水利用設備の設置を検討し、可能な限り導入を図る。
・太陽光発電等の自然エネルギーの利用を検討し、可能な限り導入を図る。

施設管理での環境への配慮
・植栽等の適正な育成を図り、施設の緑化推進に努める。
・ごみの排出については分別収集を徹底し、リサイクルに努める。
・空調設備のほか、施設設備の定期点検・適正管理に努める。
・代替フロン使用機器の利用率の向上を図る。
・設備等の更新にあたっては、省エネルギー型機器の導入を図る。

(5) 環境意識の啓発

実行計画に掲げられた取組みを実践するのは、一人ひとりの職員です。実行計画の目標が達成されるか否かは、一人ひとりの職員の意識が重要となることから、職員の意識を向上させる取組みを整備することが重要となります。

職員の意識啓発と情報の共有化
・地球温暖化対策の推進をはじめ、環境保全に関する情報の共有化を図る。
・職員の地球温暖化対策に関する活動への参加を促進する職場環境の整備に努める。
・各施設等における温室効果ガスの排出状況を常に把握する。
・各施設等からの温室効果ガスの排出状況を可能な限り公表する。
・地球温暖化対策に関する行動を市民・事業者に広める。

第5章 計画の推進及び点検・評価

1 進行管理体制

地球温暖化対策の推進のため、計画の実効性を確保し、取組みの効率化を進めるためには、組織的な取組みが必要となります。

推進・点検体制の整備として、「匠瑛市地球温暖化対策推進委員会」並びに「環境推進責任者」及び「環境行動推進員」を設置し、役割を明確化して実効性のある計画の推進を図ります。(図5-1)

(1) 匠瑛市地球温暖化対策推進委員会

委員会は、副市長を委員長、課長連絡会議メンバーである課等の長を委員とし、本計画の実現に向けた目標を設定するとともに、この目標を達成する取組みを実施します。

また、各課等が取りまとめる取組結果の評価を行って、進捗状況を把握し、必要に応じて目標の変更、取組みの見直しを協議します。

(2) 環境推進責任者

環境推進責任者は、各課等の長とし、所属する各課等の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量等を削減するための取組みを推進し、また、温室効果ガスの排出量等を把握し、委員会への報告を行います。

(3) 環境行動推進員

環境行動推進員は、班を統括する者等とし、環境推進責任者とともに本計画の周知徹底を行い、地球温暖化対策に関する取組みを実践します。

環境行動推進員は、環境推進責任者を補佐する立場であることから、環境推進責任者の必要に応じて設置することができます。

(4) 全職員

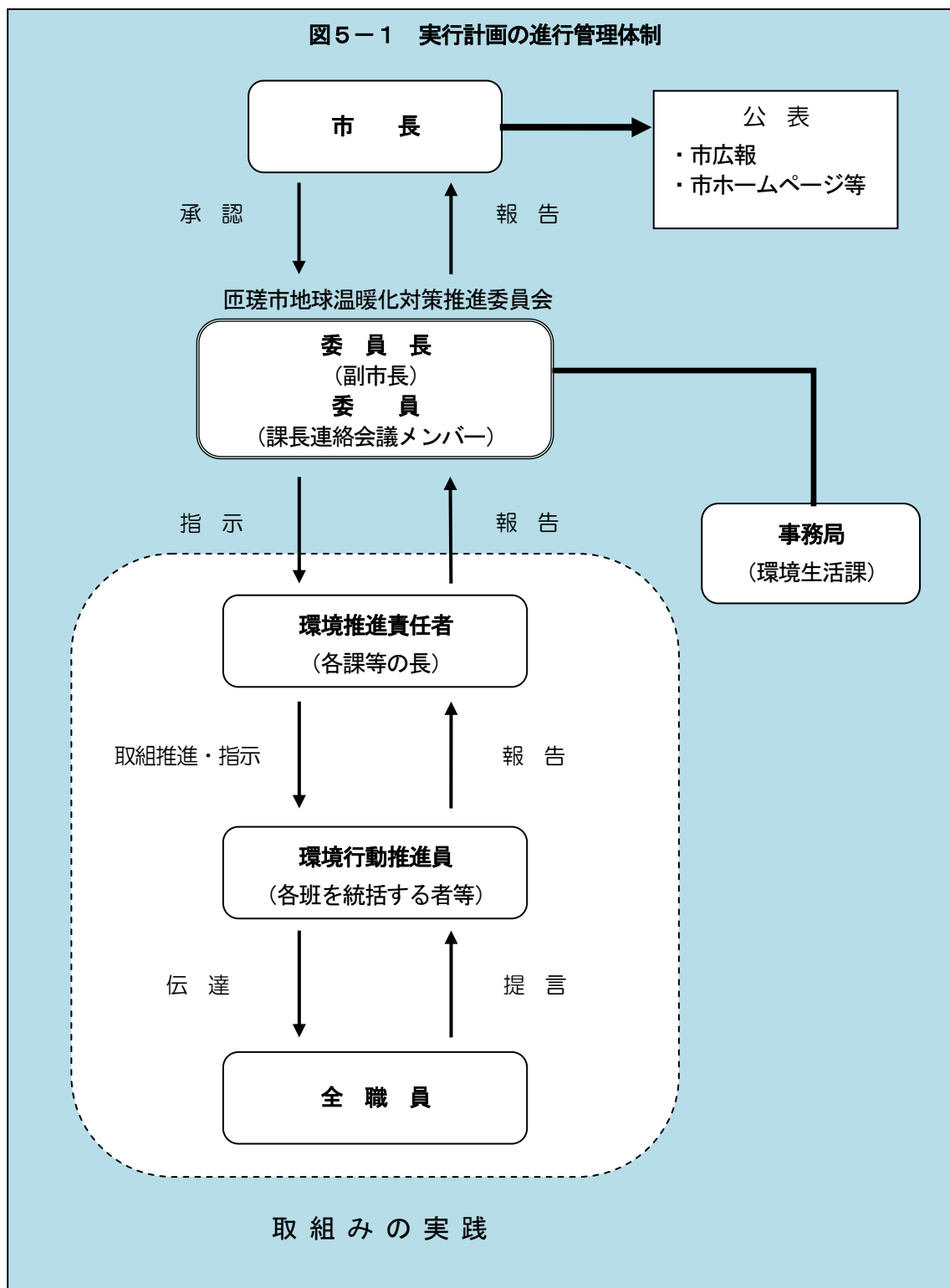
全職員は、環境行動推進員から計画の内容等の伝達を受け、それぞれの役割に即した責任と権限により、取組みを実践します。

また、計画実行に関して意見のある場合は、環境行動推進員に提言をします。

(5) 事務局

事務局は、環境生活課が担当します。各課等から提出された取組み結果報告を集計し、報告内容を点検した上で委員会に報告します。

図5-1 実行計画の進行管理体制



2 職員の意識啓発

本計画の推進に当たり、職員の自覚と環境に関する知識の向上を図るため、環境保全活動、環境保全に関する研修会等への積極的な参加ができるよう情報の提供に努めます。

また、市の事務及び事業に関する環境保全に関する取組みを積極的に推進するため、各課等からの効果的な取組みや提案の情報提供に努めます。

3 点検・評価・公表

(1) 点検

環境推進責任者は、地球温暖化防止に係る取組み項目点検記録表及びエネルギー等活動量調査票を取りまとめ、委員会へ報告します。

- ・取組み項目点検記録表…取組み項目を毎月確認し、年に1回提出
- ・エネルギー等活動量調査票…燃料使用量等を月ごとに集約し、年に1回提出

環境推進責任者は、自らの課等における取組みの推進を総括し所属職員に対する取組みを徹底します。

事務局は、委員会へ報告のあった調査票全体を集約し、計画の進捗状況を集約します。

(2) 評価

事務局は、点検の結果を委員会へ報告します。

委員会は、評価を行い、必要に応じて環境推進責任者に対して改善措置を指示します。

(3) 公表

市長は、本計画に基づく取組みの進捗状況について、市広報、ホームページ等で公表します。

点検結果の公表は、計画の内容を改めて全職員に周知し、今後の取組みの実施につながるとともに、各職員の所属する組織や施設等の点検・評価結果を知ることによってより積極的な環境保全に向けた取組みにつながることが期待されます。

4 計画の見直し手順

委員会では、毎年度、点検・評価の報告を受けて、本計画の見直しを検討します。本計画の見直しの主なものとして、取組みの見直しと目標の見直しがあります。

取組みの見直しについては、その実施状況をふまえて、実施状況が低いものについては、その理由を明らかにするとともに、実施率が高まるような工夫や、実施可能な取組みへの変更を行います。

目標の見直しについては、その達成度をふまえて、達成率が低いものについては、達成に向けた新たな取組みの検討をするとともに、目標そのものに無理がなかったか確認します。

また、計画の期間中、施設の改廃や組織の大幅な変更、やむを得ないエネルギー消費の増加等によって、目標達成が困難となることも考えられますが、その際は、進行管理体制の見直しと合わせて目標値そのものの見直しを検討します。